

# 日本バイオマテリアル学会

## バイオマテリアル学会賞規定

(昭和 62 年 2 月 5 日理事会承認)  
(平成 24 年 11 月 25 日理事会において一部修正承認)  
(令和2年11月30日 理事会において一部修正承認)  
(令和 3 年 5 月 31 日 理事会において一部修正承認)

(総 則)

1. バイオマテリアル学会賞（科学および技術）の授賞については、この規定の定めるところによる。

(対 象)

2. 本賞は、原則として本会会員でバイオマテリアルの科学あるいは技術（医療技術開発、実用化研究等を含む）に関する独創的かつ優れた業績を挙げた者に授与する。

② 学会賞（科学）の受賞候補者は、原則として本会正会員とする。

③ 学会賞（技術）の受賞候補者は、原則として本会賛助会員企業に所属する者、もしくは1名以上の本会正会員を含むグループまたは個人であるものとする。

( 賞 )

3. 本賞の授賞件数は、原則として毎年2件以内とする。授賞者には、賞状、賞碑を贈呈する。

(選考委員会)

4. 本賞の受賞候補者選考のため、バイオマテリアル学会賞選考委員会をおく。

②選考委員会に関する内規は、別に定める。

(応募及び選考)

5. 本賞への応募は、本会指定の応募申請書に所定事項を記入し、必要な参考資料を添えて毎年4月末日までに選考委員会に提出する。

②選考委員会は応募者の中から受賞候補者を選考する。

(授賞者の決定)

6. 授賞者の決定は理事会の議決を経て行うものとする。

(授賞者の表彰)

7. 授賞者の表彰は、毎年大会もしくはシンポジウム期間中の表彰式で行う。

(学会賞の英訳名)

8. 本賞の英訳名は、The Award of Japanese Society for Biomaterials (20・・) とする。

この規定は、理事会の承認を得て施行する。